

日田市規則第48号

日田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

日田市長 棕 野 美 智 子

日田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

日田市建築基準法施行細則（平成 9 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（建築設備等の定期報告） 第17条 法第12条第 3 項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、政令第16条第 1 項に規定する建築物に設ける換気設備（<u>法第28条第 2 項ただし書き及び同条第 3 項の規定により設けた機械換気設備及び</u>中央管理方式の空気調和設備に限る。）、排煙設備（法第35条の規定により設けた機械排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（同条の規定により設けた非常用の照明装置に限る。）とする。 2 ～ 4 略	（建築設備等の定期報告） 第17条 法第12条第 3 項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、政令第16条第 1 項に規定する建築物に設ける換気設備（中央管理方式の空気調和設備に限る。）、排煙設備（法第35条の規定により設けた機械排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（同条の規定により設けた非常用の照明装置（<u>非常用電源内蔵型のものを除く。</u>）に限る。）とする。 2 ～ 4 略

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。